

令和元年9月定例県議会における
教育委員会答弁要旨

令和元年10月18日
総務企画課秘書広報係

○ 自民党県議団 渡辺 勝将 議員

9月19日

①【参考】被災児童等への支援制度の拡充について（知事答弁）

【私学振興課・義務教育課】

〔被災児童等の支援制度について、被災児童等が就園、就学の継続を断念することがないよう、その制度の拡充が必要と考えるが、県としてどう対応しているのか知事に問う。〕

被災を起因とした経済的な理由により、幼児児童生徒が就園、就学の継続を断念することがないように、就学の機会を確保することが必要であると考えています。

このため、県においては、今回の大雨により被災した生徒に対する緊急措置として、低所得者世帯の生徒を対象とした私立高等学校の授業料を軽減する補助の支給対象に、農地・店舗の損壊等により収入が大きく減少する世帯等の生徒を加えて、支援を行うこととしたところです。

また、9月6日、県議会とともに、国に対し、市町村が行う幼稚園の保育料及び小・中学校の学用品費、通学費等に対する補助事業等について、熊本地震、あるいは平成30年7月豪雨と同様、国の補助率を嵩上げするよう、その支援の拡充についてお願いをしたところです。

② 学習指導要領について

【義務教育課】

〔学習指導要領とは何かを県民に分かりやすい形で説明願う。〕

学習指導要領は、子供たちが活躍することになる先の時代を見据え、身に付けてほしい力を育むため、全国のどの学校でも一定の教育水準が保たれるよう、文部科学省が小・中・高等学校ごとに各教科等で学習する目標や内容等を定めたものです。

今回の改訂では、これまでの教育実践を踏まえつつ、2030年の社会と、更にその先の未来における教育の在り方について、多くの有識者による議論等を経てまとめられたものであり、これをもとに、子供たちの教科書や時間割が作られ、各学校において質の高い学びが実践されるための「道しるべ」としての役割を果たしています。

③ 新しい学習指導要領の全面実施による教育の変容について

【義務教育課】

〔新しい学習指導要領の全面実施により、これまでの教育がどのように変わるのかについてお聞かせ願う。〕

新しい学習指導要領では、「生きる力」を育むという目標を継承しつつ、予測困難な社会に対応する新たな学びへの進化を目指しています。

このため、子供たちが「何ができるようになるのか」を明確化するとともに、「何を学ぶか」だけではなく、これまで以上に「どのように学ぶか」という教育の手法も重視して、授業の改善が求められています。

具体的には、複数の教科を関連させたり、自ら考え、他者と協力しながら学ぶ授業を充実したりすることにより、知識・技能、思考力・判断力や学びに向かう力等を

ランスよく育む教育を推進していくこととなっています。

④ 新しい学習指導要領の全面実施に向けた学校の体制の整備について

【義務教育課】

新しい教育を行うためには、まず学校全体が、校長を中心とした、新しい教育を行うための組織になる必要があると考えるが、全面実施に向けた学校の体制をどのように整えているのか伺う。

これからの教育を効果的に実践するためには、教育効果の検証改善や、複数の教科等に関連させた授業づくり、地域との連携など、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る校長の主体的な学校経営が不可欠です。

県としては、校長のリーダーシップのもと、教職員や地域等の力を効果的に組み合わせて組織の力を高める学校経営のあり方について実践研究を行っており、その成果を校長研修会等で還元するなど、校長の学校経営に係る意識改革を図っています。

⑤ 新しい学習指導要領の円滑な実施のための県教育委員会の支援について

【義務教育課】

学校、教師の負担や不安を解消し、来年度からの新しい教育が円滑に行われるようにするために、県教育委員会として学校をどのように支援していくのかお聞かせ願う。

新しい学習指導要領においては、「主体的・対話的で深い学び」の授業実践や、外国語教育の充実、プログラミング教育等の新たな内容が加わっており、「どのように指導方法を改善すればよいのか」、あるいは「プログラミング教育などの新しい内容についてどのように指導すればよいのか」などの声を聞いています。

県としては、新しい学習指導要領の理念や内容を丁寧に説明する場を設けるほか、他者と協力し、問題を解決していく授業づくりに向けた研修の実施、小学校における英語教育の推進体制の整備、プログラミング教育の授業モデルの作成などを通して、全面実施に向けた教職員の不安の払拭を図り、これからの教育が円滑に進められるよう学校を支援していきます。

○ 民主県政県議団 守谷 正人 議員

9月19日

① 男性職員の育児休業等の取得状況について

【総務企画課・教職員課】

教育委員会における男性職員の育児休業等の取得状況と取得期間はどうか。特に育児休業の取得については全国平均と比べてどのような状況になっているのか。また、その実態についてどのように認識しているのか。

教育委員会所管においては、平成29年度に子どもが生まれた男性職員数は389人、このうち、育児休業取得者数は4人、取得率は1.0%であり、全国平均の3.4%を下回っていますが、翌30年度においては2.4%となっています。

また、29年度の取得期間は、6月以下の者が2人、6月を超え1年以下の者が1人、1年を超える者が1人となっています。

このほか、育児短時間勤務者は1人で0.3%、部分休業の取得者は2人で0.5%です。

男性職員の育児休業取得が進まない理由としては、学校等の職場における業務調整や代替職員の確保が難しいこと、休業期間中の収入減少などが考えられますが、これらの不安や抵抗感を軽減し、育児休業等を取得しやすい職場環境づくりを図る必要があると認識しています。

② 男性職員の育児休業等の取得促進について **【総務企画課・教職員課】**

総務省が発出した「男性職員の育児休業等の取得促進について」を踏まえ、教育長は具体的にどのように進めていくのか、また、どのような発信を行っていくのかを問う。

教育委員会においても、平成28年3月に策定した「特定事業主行動計画」に基づき、育児休業や育児短時間勤務、部分休業の取得率を15%以上とすることを目標に、男性職員の仕事と子育ての両立支援に取り組んでいますが、昨年度の取得率は3.4%にとどまっています。

また、昨年度の「父親の子育て支援プログラム作成率」は95.9%、「父親育児休暇等の5日以上取得率」は59.4%となっています。

そのほか、管理職員が先頭に立って仕事と子育て等の両立を推進するため、「イクボス宣言」を行っており、さらに、子育てに関する意識を高めるため、「仕事と子育て・介護の両立支援ハンドブック」やリーフレットを配付し、育児休業制度及び取得の意義についての周知を図っております。

今後は、こうした取組みに加え、まずは、部分休業や育児短時間勤務の取得により子育てを経験してもらうため、対象職員に対して育児休業を含む制度の仕組みを個別に説明していきたいと考えています。

また、育児参加を奨励するためのメッセージを発出するほか、引き続き、管理職員の意識向上及び職場全体でサポートする体制の整備に努めていきます。

③ 県内各市町村における運動部活動の方針の策定状況と今後の対応について **【体育スポーツ健康課】**

県内各市町村における方針の策定状況を示した上で、その状況に対して、今後どのように対応していくのかを問う。

今年5月に実施した調査によると、政令市を除く県内58市町村のうち半数の29市町村が策定済みでした。

現在、未策定の29市町村教育委員会からの方針策定に係る様々な相談に応じており、今年度中に18、来年度中に残る11の市町村が策定予定となっています。今後とも、円滑な策定に向けて指導助言を行っていきます。

④ 県立高校運動部における休養日の取得状況、自主練習の実施状況及び月の休養日がゼロの部活動の有無について **【体育スポーツ健康課】**

県が本年4月から7月に実施した県立高校運動部に係る調査における、休養日の取得状況と自主練習の実施状況、また、月の休養日がゼロの部活動はあったのかを問う。

中等教育学校を含む県立高校全日制課程の全運動部1801部における休養日の取得状況は、各月の平均で4月が6.8日、5月が10.9日、6月が12.3日、7月が7.6日でした。また、休養日の設定が0日の月があった運動部は10部ありました。

次に、自主練習の実施状況は、4月から7月までの間で、休養日に一度でも自主練習を実施した運動部は304部でした。

⑤ **休養日の弾力的な設定のあり方や、朝練習も含めた自主練習の規制についての認識と今後の取組みについて** **【体育スポーツ健康課】**

〔休養日の弾力的な設定のあり方や、朝練習も含めた自主練習の規制について教育長の認識と今後の取組みについて問う。〕

県教育委員会では、地域や学校の実態、運動種目の特性、大会等の日程などがそれぞれ異なることから、休養日を学期や年間を通して弾力的に設定ができるものであることを指針に示しています。

しかしながら、月に1日も休養日の設定がない部や、恒常的に休養日が少ない部も見受けられるため、生徒の健康・安全の観点から、休養日を適切に設定することや、朝練習も含めた自主練習を認めない日を設けることなどの対応は必要であると認識しています。

今後、休養を取ることの必要性や、過度な練習によるスポーツ傷害のリスクなどについて、校長会や運動部活動指導力向上研修会等、様々な機会を通じて周知するとともに、今回の調査によって課題が明らかになった学校に対しては、個別に指導していきます。

⑥ **県の指針に基づいて活動計画の明示等を適切に行っていない県立高校の数及びそれらに対する指導について** **【体育スポーツ健康課】**

〔今年度、県の指針に基づいて活動計画の明示等を適切に行っていない県立高校は何校あったのか、またそれらに対し、教育長としてどのように指導していくのか問う。〕

今年度8月時点で、活動計画の明示等が不十分であった県立高校は2校でした。

学校と地域・保護者が共に生徒の健全な成長を図るパートナーという考えのもと、各学校が活動計画等を積極的に公表することは重要であると考えます。

そのため、当該校には、活動計画等の策定及び公表が適切に行われるよう指導・是正を行っていきます。

○ **公明党 二宮 眞盛 議員**

9月20日

① **学校における飲酒運転防止教育について** **【高校教育課】**

〔県教育委員会として飲酒運転防止教育について、教員及び生徒に対してどのように取り組んでいるのか、教育長に問う。〕

飲酒運転撲滅のためには、運転免許を取得する前の高校生の段階から、飲酒が心身

に与える影響や飲酒運転の悪質性・危険性をしっかりと認識させることが重要と考えています。

このため、全ての県立高等学校において、生徒の在学中に必ず特設授業として飲酒運転防止教育を実施しています。

また、教員については、飲酒運転防止に関する最新の知見や効果的な指導方法を習得させるため、校内での指導の中核となる教員に対して、研修を実施するとともに、実践事例等を掲載した指導の手引きを配布しています。

今後とも、飲酒運転は決して許さないという生徒の意識を醸成するため、飲酒運転防止教育の充実に取り組んでいきます。

② 知的障がい・発達障がいのある児童生徒への配慮を学ぶための疑似体験を通じた講習について **【特別支援教育課】**

〔 知的障がい・発達障がいのある児童生徒への配慮を学ぶための疑似体験を通じた講習の今後の取組について教育長はどう考えるか。 〕

障がいのある児童生徒の感じ方や困難さを周囲が理解することは、本人の学校生活の充実や共に支え合う意識の醸成につながる重要なものと考えています。

このため、現在、特別支援学級や通級指導の担当教員等を対象とした研修会において、障がいの特性から来る困難さを実感するための疑似体験やケース・スタディを取り入れており、引き続きこの充実を図っていきます。

あわせて、授業の中で、疑似体験など、障がいのある児童生徒に対する理解や共感がより深まるような指導を、発達段階に応じて行うよう促していきます。

③ 発達障がいのある児童生徒が学びやすい環境づくりについて

【特別支援教育課】

〔 発達障がいのある児童生徒が学びやすい環境づくりの現状、問題点、課題について教育長はどう考えるか。 〕

県教育委員会では、児童生徒への合理的配慮の手引を全ての小・中学校に配布するとともに、研修会において、個別の教育支援計画への合理的配慮の記載や学校全体での組織的な取組みの推進について指導しています。

これを受けて、各学校では、児童生徒の実態把握と、本人・保護者の要望に基づき、一人一人の困難さに応じた合理的配慮を提供し、学びやすい環境づくりに努めています。

しかしながら、学校によっては、個別の教育支援計画の活用や組織的な対応が十分でなく、必要な支援が継続的に提供されていない状況も見られます。このため、各学校の具体的な取組状況を把握し、問題がある場合は、個別に指導を徹底していきます。

④ 脳脊髄液減少症対策への今後の取組について **【体育スポーツ健康課】**

〔 バナー利用は学校現場における脳脊髄液減少症対策として有効な手段になり得ると思うが全ての学校関係者の疾病に対する理解と協力が不可欠である。県教育委員会の今後の取組について問う。 〕

県教育委員会では、毎年度実施している学校保健に関する実態調査の中で、脳脊髄

液減少症と診断された児童生徒を把握するとともに、その対応について管理職や養護教諭、保健主事の研修会等において周知しております。

また、今年度、関係機関等と連携し、バナー利用に係るリーフレットの配付やホームページによる啓発を行っています。

引き続き、学校関係者及び保護者に対し、本疾患への一層の理解を図るとともに、児童生徒に症状が見られる場合は、医療機関の受診を促すなど適切な対応が行われるよう、取り組んでいきます。

⑤ 脳脊髄液減少症及び起立性調節障害や体位性頻脈症候群との関係性の実態調査について **【体育スポーツ健康課】**

不登校の原因として起立性調節障害や体位性頻脈症候群との関係及びこれらの中で脳脊髄液減少症の患者がいることが指摘されており実態調査が重要だと考える。今までに行った実態調査の説明と脳脊髄液減少症と起立性調節障害や体位性頻脈症候群との関係性の実態調査についての教育長の見解を問う。

脳脊髄液減少症については平成23年度から、診断を受けた児童生徒数等の調査を行っています。起立性調節障害や体位性頻脈症候群との関係性の調査は行っていません。

このため、今後、例年実施している調査に位置付けるなどして、実態把握に努めていきます。

○ 緑友会 神崎 聡 議員

9月20日

① 本県における不登校児童生徒への支援体制について **【義務教育課】**

本県における不登校支援体制がどのようになっているのかを問う。

不登校の原因は多岐にわたり、個別の状況に応じたきめ細かな対応が必要であることから、本県では、不登校児童生徒と信頼関係のある教員が関わりを深めながら丁寧に対応する、「マンツーマン方式」による指導を基本として実施しています。

加えて、教員以外の専門人材による支援として、24時間体制による教育相談活動や、スクールカウンセラーによる心のケア、スクールソーシャルワーカーによる福祉機関等と連携した生活環境改善を行っており、今後も、児童生徒の状況に応じた多面的な支援の充実に努めていく考えです。

② 不登校児童生徒への支援における図書館活用について **【義務教育課】**

不登校支援において、図書館は有効な資源として活用できると考えるが、大分県の出組から、不登校支援における図書館が有する意義をどのように考えているのか、また、市町村とどのように連携し支援するのか、教育長に所見を問う。

大分県教育支援センターでは、不登校児童生徒への支援の一つとして、県立図書館と連携し、不登校児童生徒による幼児たちへの読み聞かせや仕事体験を実施しており、そのことで自己肯定感が高まったり、仕事のやりがいや意義について考えたりする等の効果があると聞いています。

本県においても、適応指導教室が定期的に図書館を利用し、読書や調べ学習を行ったり、ブックスタート事業を手伝ったりする取組みを行っている市町村があり、大分県と同様、自己肯定感の高まり等がみられると聞いています。

県教育委員会としても、各市町村の適応指導教室における体験活動の充実や、不登校児童生徒の状況に応じたきめ細かな対応に資するよう、大分県や県内の事例を研究していきます。

○ 緑友会 江口 善明 議員

9月24日

① 久留米市に住所を有する知的障がいのある児童生徒の就学について

【特別支援教育課】

久留米市に住所を有し、認定特別支援学校就学者である知的障がいを有する児童生徒が、小郡特別支援学校や筑後特別支援学校への就学を希望した場合には弾力的な対応ができないか、教育長に伺う。

久留米市に住所を有し知的障がい特別支援学校への就学が適当であると認められた児童生徒は、原則として、久留米特別支援学校が就学校として指定されています。

ただし、児童生徒の障がいの状態や家庭の事情などを個別に判断し、通学が著しく困難と認められる場合は、県立特別支援学校を就学校として指定する弾力的な取扱いについて、改めて久留米市と協議していきます。

② 久留米特別支援学校への人的支援について

【教職員課】

豊富な知識経験を有する県立特別支援学校の教員をこれまで以上に久留米特別支援学校へ派遣するなど、県立特別支援学校からの強力な人的支援を行う必要があると考えるが、県教委の人的支援の考えを伺う。

特別支援教育の充実を図るため、従来から久留米特別支援学校に対して、専門的な知識や能力を有する県立特別支援学校の教員を一定数配置してきました。

さらに、今年度からの新たな取組みとして、県立特別支援学校の新規採用者の中から、特別支援学校での講師経験を有する者を配置したところです。

県教育委員会としては、専門性を有する教員の配置を推進するため、人事交流をさらに拡充するとともに、久留米市教育委員会に対して、認定講習などを活用した特別支援学校教諭免許状の取得の促進を働きかけていきます。

③ 特別支援教育分野における久留米市と県の連携について 【特別支援教育課】

特別支援教育分野における市と県の連携の現状と今後について教育長の考えを伺う。

県教育委員会では、若年教員研修会や進路指導主事研修会等、県立特別支援学校の教員を対象とした研修会に、久留米特別支援学校の教員が参加できる体制を整えています。

また、市教育委員会に対して、県の特別支援教育担当指導主事の研修会や連絡会議等への参加を呼び掛け、市教委担当職員の資質向上や情報共有を図っています。

今後とも、久留米特別支援学校の教育の充実に資するよう、連携の維持・強化に努めていきます。

○ 共産党 高瀬 菜穂子 議員

9月24日

- ① 夜間中学設置の検討及び市町村への働きかけについて 【義務教育課】
〔 夜間中学の設置について、これまでどのような検討を行ってきたのか、市町村への働きかけについてはどのようになっているのかを問う。 〕

本県では平成27、28年度に文部科学省の委託事業により、他県の夜間中学等の視察や県内市町村に対するニーズ調査を行い、その結果を各市町村に情報提供してきました。

併せて、教育機会確保法や文部科学省が作成した夜間中学の設置に係る手引の通知等により、各市町村に対して設置の検討を促してきました。

また、各市町村における認知度を高めるため、夜間中学に関するパネル展の後援や、他県で開催される夜間中学設置に関する説明会あるいはシンポジウムの周知を市町村に対して行ってきたところです。

- ② 夜間中学設置に向けての県の役割について 【義務教育課】
〔 夜間中学設置に向けて、県がイニシアチブを発揮すべきと考えるが、教育長の見解を問う。 〕

夜間中学は、義務教育を受けられないまま学齢期を超えた者の教育機会を確保する重要な役割を有すると考えています。

県としては、設置促進のためには、夜間中学に対する認知度を高めていくことが重要であると考えており、県内における自主夜間学級も含めて、引き続き県民への周知を図っていきます。

また、設置を具体的に検討する市町村から相談があった場合は、就学ニーズの把握方法や設置・運営上の工夫等について助言するなど、当該市町村と密に連携、協議していきたいと考えています。

- ③ 夜間中学設置に向けた、政令市等への働きかけについて 【義務教育課】
〔 夜間中学の設置に向けて、政令市も含めて各市町村に対して県から積極的に働きかけを行うべきではないか。 〕

本県としては、県内に公立夜間中学がないことから、政令市をはじめ、各市町村において設置に向けた検討が促進されるよう、今後も様々な機会を捉えて情報提供を行うなど働きかけを行っていきます。

○ 民主県政県議団 富永 芳行 議員

9月25日

- ① 県立高校における校則の見直しについて 【高校教育課】
〔 県立高校における校則の見直し状況をどのように把握しているのか。また、近年の校則見直しの主な内容と校則の見直しを行った理由を問う。 〕

校則の内容については、学校によって大綱的なものから細かな事項を定めたものまで様々ですが、県教育委員会が3年毎に実施する校則に関する調査では、直近の3年

間で約9割、10年間では全ての学校で、その見直しが行われています。

近年見直された校則のうち、主なものとしては、選挙権年齢引下げに伴う政治的活動に関するものや、運転免許取得条件の緩和に関するものがあります。

校則見直しのきっかけは、教職員の課題意識によるものと生徒・保護者からの要望によるものとが半々であり、いずれも時代にそぐわなくなったものを廃止したり、情勢の変化に対応したりするために行われています。

② いわゆる「地毛証明書」の提出について

【高校教育課】

〔 本県の県立高校でいわゆる「地毛証明書」の提出を求めている学校の現状とこれに対する教育長の認識について問う。 〕

今年度、頭髪に特徴のある生徒について、約8割の学校で入学時に地毛かどうかの確認をしています。

そのほとんどは保護者等から口頭で確認をしていますが、必要に応じて文書での申告を求めることがある学校は、約3割です。

こうした対応は、当該生徒が頭髪の指導を受けることなく学校生活を送るための配慮としてやむを得ないものですが、その場合でも、できるだけ簡素な方法での確認が望ましいと考えています。

③ 頭髪指導の在り方について

【高校教育課】

〔 本県において、生徒の人権を無視するような対応や指導が行われていることは大変残念である。こうした学校側の頭髪指導のあり方について教育長の考えを問う。 〕

過去、本県においても、一部の学校で、頭髪に特徴のある生徒に対し、黒染めやストレートパーマなどの配慮を欠いた指導の実態がありました。

しかしながら、近年県立高校では、規律のみを重視した生徒指導から、生徒の個性や主体性を十分尊重した指導への転換を図っているところであり、現在は、生来の髪色の生徒に対して黒染め等を強いる指導を行っている学校はないことを確認しています。

④ 生徒主導による校則の見直しについて

【高校教育課】

〔 これまで県立高校において、生徒主導で校則の見直しが行われたことはあるのか。あれば、具体的な事例を示せ。 〕

生徒が校則の見直しに主体的に関わった例としては、携帯電話の校内持ち込みが禁止されていた学校において、生徒会が、その利用について生徒の意見を取りまとめ、ルール化した上で、学校への提案を行い、校則の見直しに至った事例があります。

また、生徒からの要望を基に、学校がアンケート調査を行った結果、肯定的な意見が多かったことから、制服の弾力化が実施された事例もありました。

⑤ 時代に即した校則について

【高校教育課】

〔 2022年に施行される成年年齢の18歳への引き下げは、県立高校の校則のあり方にも大きな影響を与えると考えるが、各校が時代に即した校則にしていくためにどのような対応をするのか、教育長の決意を聞く。 〕

成年年齢の引下げによって、成年に達した高校生に関しては、保護者の同意なしに法律行為が可能となることから、各学校においては、これを見据え、校則の緩和や、逆に教育的配慮に基づく新たな規定の整備など、校則の大幅な見直しを行う必要があると考えています。

このため、県教育委員会としては、今年度、校長会に対して、課題の整理や校則見直しの方向性について検討を依頼したところです。

また、生徒指導主事研修会において、成年年齢の引下げを見据えた生徒指導の在り方について法律の専門家による講義を行うこととしています。

今後とも、社会情勢の変化を踏まえ、校則の見直しが適切に行われるよう、各学校を指導していきます。

○ 公明党 壹岐 和郎 議員

9月25日

① UDフォントの有効性に対する見解、取組みの現状、今後の取組方針について

【特別支援教育課】

UDフォントを小中学校、特別支援学校において使用することの有効性に対する見解、取組みの現状、今後の取組方針について教育長はどう考えるのか。

小中学校や特別支援学校において、UDフォントなど、より読みやすい字体を使用することで、児童生徒の理解が深まったり、学習意欲が高まったりする効果が期待されます。

現在、小・中学校の取組状況は把握していませんが、県立特別支援学校においては、UDフォントの使用など、使用する字体について、学校全体あるいは教職員が個別に配慮をしています。

今後、UDフォントの採用を含め、児童生徒の障がいや特性、さらには使用目的などに応じて、文章表現や文字の形・大きさ・色・行間などを工夫することの重要性について、小・中学校及び特別支援学校に対する啓発を進めていきます。

○ 公明党 新開 昌彦 議員

9月26日

① 県立特別支援学校の看護職員の任用期間について

【特別支援教育課】

県立特別支援学校の看護職員の任用期間を通年とすべきと考えるが、教育長の答弁を求める。

医療的ケア体制整備事業を開始した平成19年度からこれまでの間に、対象となる児童生徒数の増加とこれに伴う看護職員の増加や医療的ケアの多様化・高度化など、医療的ケアを取り巻く環境は大きく変化しています。

このため、県立特別支援学校における医療的ケアを今後も適切に実施する観点から、看護職員の任用の在り方を検討していきます。

② 県立特別支援学校の看護職員の配置基準の弾力化と今後の処遇改善について
【特別支援教育課】

〔 県立特別支援学校の看護職員の配置基準について、実際にどのような弾力化を行ったのか、今後、どのような処遇改善をしていくのか、教育長の答弁を求める。 〕

看護職員の配置基準については、平成30年度に、医療的ケア児5名につき1名を配置する方式から、学校ごとの医療的ケアの内容や頻度に応じて配置数を算定する方式に改善を図ったところです。

また、来年度から会計年度任用職員制度が導入されることにより、看護職員に対して期末手当や地域手当等の支給が可能となるなどの処遇改善が図られる予定となっています。

今後とも、特別支援学校における医療的ケアが適切に実施されるよう、学校現場の意見や要望などを踏まえながら、看護職員が能力を十分に発揮できる職場環境づくりに努めていきます。

○ 民主県政県議団 山本 耕一 議員 9月26日

① 無形の民俗文化財を映像を含む体系的な資料として保存、公開していくことの意義について
【文化財保護課】

〔 各地に伝わる無形の民俗文化財を映像ライブラリーを含む体系的な資料としてアーカイブし、公開していくことの意義について教育長の認識を問う。 〕

無形の民俗文化財は、長い歴史の中で継承されてきた県民の貴重な財産であり、地域の伝統文化を知る上で重要な存在です。

今日の急激な社会環境の変化により、存続が危惧されているものが増えつつある中、それらの無形の民俗文化財について、映像を含め記録を蓄積し、公開していくことは、その現状と価値を伝えるとともに後世に継承することにつながり、文化財保護の観点から有効な手段であると認識しています。

② 無形の民俗文化財の映像記録等の作成とアーカイブの構築に係る取組みについて
【文化財保護課】

〔 無形の民俗文化財の映像記録や調査記録の作成とアーカイブの構築について、現在及び今後の取組みを具体的に聞く。 〕

現在、平成30年度から4か年をかけて、県内に多数ある無形の民俗文化財のうち祭り行事の悉皆調査に市町村の協力を得ながら取り組んでいるところです。

その中で、本県の特徴を色濃く表している重要なものについては、詳細調査を実施し、必要に応じて映像で記録しており、こうした記録をアーカイブとして県民の皆さんが利用できるようにすることとしています。

更に、市町村に対し、県の調査結果を踏まえ、当該市町村において価値が認められ、かつ、変容・衰退の恐れが高いものから順次、記録化を進めるよう働きかけていきます。

このような取組みにより、無形の民俗文化財の継承・保存を図っていきます。

① 武道を学ぶ意義について

【体育スポーツ健康課】

〔 武道を学ぶ意義について問う。 〕

武道は、技とともに道を追求することを目的とした我が国固有の文化であり、武道を学ぶことで自分を律する克己心や、相手を尊重し敬意をはらう態度を身に付けることができるなど、望ましい人間形成を図る上で大きな教育的意義があると認識しています。

② 武道教育の充実のための取組みについて

【体育スポーツ健康課】

〔 県教育委員会は、武道教育の充実のため、どのような取組みを行っているのか問う。 〕

県教育委員会では、保健体育科教員の指導力向上を目的とし、安全に配慮した授業の進め方や、生徒の実態に応じた段階的な指導方法、簡易用具を活用した授業づくり等を内容とした研修会を実施しています。

また、専門的な指導を通して技能を定着させることを目的として、公立中学校の武道授業に外部指導者を派遣する事業を実施しています。

③ 多様な武道種目の実施を希望する学校への支援について

【体育スポーツ健康課】

〔 県内には銃剣道をはじめ多様な武道を授業でやってみたいと考えている学校もあるのではないかと。そこで、各学校に意向を聞き、やってみたいという学校があれば、その学校に対し、支援を行う必要があると思うが、教育長の見解を伺う。 〕

学習指導要領に示されている武道9種目のうち、どの種目を実施するかについては、学校が生徒の希望や地域の実態を踏まえ、決定することとなっています。

このため、まずは、各学校の意向を把握し、多様な武道の実施を希望する学校に対しては、市町村教育委員会や競技団体と連携し、指導者や用具の確保等に取り組んでいきます。

④ 学校における武道教育の更なる充実に向けた今後の取組みについて

【体育スポーツ健康課】

〔 学校における武道教育の更なる充実にむけて、今後どう取り組んでいくのか教育長の見解を伺う。 〕

今回、改訂された学習指導要領では、多様な武道種目が明記され、技の学習段階が整理されるなど、武道の内容の改善が図られました。

これを受けて、現在、武道9種目の各統括団体において、武道教育の充実を図るため、指導者講習会の開催やモデルカリキュラムの開発、指導資料の作成・配布などに取り組まれています。

今後は、これらの指導資料の活用や、柔道、剣道と併せて他の武道種目も実施している多種目実施の先進事例を研修会で紹介するなど、多様な武道教育の充実を図っていきます。